

霧島市条例第29号
平成30年4月27日

霧島市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

霧島市長等の給与等に関する条例（平成17年霧島市条例第61号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（平成30年5月1日から31日までの教育長の給料月額の特例措置）

- 19 教育長の給料月額は、第2条の規定にかかわらず、平成30年5月1日から31日までの間は、同条に規定する額から当該額の100分の10を減じて得た額とする。
- 20 退職手当を計算する場合における教育長の給料月額は、前項の規定にかかわらず、第2条に規定する額とする。

附 則

この条例は、平成30年5月1日から施行する。